

# 第 242 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 7 月 10 日

南 部 町 農 業 委 員 会

## 242 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和7年7月10日(木) 午後2時5分

2. 閉会年月日 令和7年7月10日(木) 午後2時18分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(11人) 会長 4番 中村文男

委員	1番 石塚正義	3番 三浦恵美子
	5番 工藤静夫	6番 夏堀健一
	7番 川門前俊文	8番 石橋薫
	9番 佐々木一雄	10番 赤石敏文
	11番 夏坂元一朗	12番 山田憲幸

5. 欠席委員(5人)

2番 川守田雄一	13番 佐々木徳志
14番 黒坂昭彦	15番 梅内道子
16番 工藤信仁	

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第14号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)
日程第6	議案第15号 地域計画の一部変更に係る意見について

事務局長 中村会長	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>5番 工藤 静夫 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p><b>(全員、憲章を唱和)</b></p>
中村会長 事務局長	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから</p> <p>第242回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長 事務局長	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、2番 川守田 雄一 委員・13番 佐々木 徳志 委員・14番 黒坂 昭彦 委員・15番 梅内 道子 委員・16番 工藤 信仁 委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中11名で、委員定数に達しておりますので、第242回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時5分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>8番 石橋 薫 委員</p> <p>10番 赤石 敏文 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なしの声あり)</b></p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定します。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p>

佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>議案第 13 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 6 件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>工藤 静夫 調査員</p>
工藤調査員	<p>去る 7 月 1 日、美曾作推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 13 号について、調査を行いましたので説明します。</p>
	<p>農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が新規で営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号 2 番から番号 6 番の申請理由は、譲受人が経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第 13 号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>次に、日程第 5 議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>議案第 14 号について、説明いたします。</p>
	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、9 件です。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 6 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 2,396 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は畑、期間は 1 年 7 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,041 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>番号 5 番から番号 7 番の利用目的は樹園地、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 8 番と番号 9 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第 14 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」は、原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 15 号「地域計画の一部変更に係る意見について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第 15 号について、説明いたします。</p> <p>町から、地域計画に位置付けられている農地に係る変更申出があり、ホームページにより意見募集を行った結果、反対意見がなかったため、本会において地域計画の変更を諮るもので、1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び福地地区の農業を担う者一覧などを添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>地域計画につきましては令和 5 年 4 月 1 日に施行された農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に基づき、令和 7 年 3 月に全地域の計画を策定したところです。</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>別紙資料 2 ページをお開きください。</p> <p>今回、福地地区において、宅地造成事業で町道からの排水処理のため、流水整備に伴う用地買収が必要となったことから、3 月に策定した地域計画の一部を変更しようとするものです。</p> <p>杉沢字木戸口 4 番地 1、3,460 m<sup>2</sup>のうち 41.34 m<sup>2</sup>が買収されます。</p> <p>地域計画は、農地 1 筆ごとに位置づけているので、3,460 m<sup>2</sup>の面積が減少します。</p> <p>3 ページをお開き下さい。</p> <p>福地地区内の農業を担う者の一覧の番号 9 番の経営面積が 2.56ha から 4 ページ変更後 2.21ha に変更となります。</p> <p>5 ページをお開き下さい。</p> <p>それに伴い、目標地図が変更となります。</p> <p>目標地図No.20、中央の矢印の筆が外れることとなります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、農業委員会を含む関係機関へ意見聴取を行う必要があることから、今回農業委員会に対し、意見聴取を実施するものであります。</p>

議 長	参考までにお知らせ致します。 6ページをお開き下さい。 今回買収する見込の土地は、国土調査で、4-1、4-4、4-5、4-6が合筆して4-1になったもので、合筆前の4-5は農振農用地ではないので、農振除外の手続きは不要になります。 以上で説明を終わります。
	議案第15号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第15号「地域計画の一部変更に係る意見について」は、原案のとおり、「異議なし」として、町に意見を送付することに決定します。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第242回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 <p style="text-align: right;">(午後2時18分)</p> 終礼を行います。 ・起立　　・礼　　・直れ

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年7月10日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....